

津久見市復旧・復興計画

資 料 編

平成 30 年 6 月

津久見市

<目次>

資料 1 本市における平成 29 年台風第 18 号の概要.....	1
1 気象の状況.....	1
2 暴風の状況.....	1
3 大雨の状況.....	1
4 台風の進路.....	1
5 降雨状況.....	2
6 河川の水位状況.....	3
7 気象警報等.....	4
資料 2 本市における被災状況(平成 30 年 3 月 31 日時点).....	6
1 人的被害.....	6
2 発災直後の孤立地区(9 月 18 日午後の時点).....	6
3 避難者.....	6
4 公共交通.....	6
5 住家被害(平成 30 年 3 月 31 日現在).....	6
6 リ災証明等(平成 30 年 3 月 31 日現在).....	6
7 津久見市災害ボランティアセンター運営状況.....	7
8 保健師等による被災世帯等個別訪問.....	7
9 土のう袋・消石灰の配布.....	7
10 被災者へ市営住宅等募集(平成 30 年 3 月 31 日現在).....	7
11 がれき処理.....	7
12 道路の土砂のけ等.....	7
13 道路清掃.....	7
14 土木災害.....	8
15 土砂災害.....	8
16 公共下水道等被害.....	8
17 農林水産被害.....	8
18 水道施設被害.....	8
19 教育施設等被害.....	8
20 公共施設等被害.....	8
21 消防機関車両被害.....	9
22 医療機関等被害.....	9
23 児童福祉施設等被害.....	9
24 障害者福祉施設被害.....	9
25 高齢者福祉施設・介護施設.....	9
26 ライフライン被害(水道施設除く。).....	9

27	事業所被害(津久見商工会議所調べ)	9
28	災害派遣受入	9
29	津久見市から被災者住宅への支援(平成 30 年 3 月 31 日現在)	9
30	津久見市から被災事業者への支援(平成 30 年 3 月 31 日現在)	9
31	税金、使用料、手数料等の減免措置	10
資料 3	被災後の応急復旧対応	12
1	道路・河川等の復旧	12
2	急傾斜地施設等の復旧	13
3	農地・農業用施設等の復旧	13
4	治山施設・林道等の復旧	14
5	漁港施設等の災害復旧	15
6	その他施設の復旧	16
7	公共交通の確保	17
8	教育施設・文化財の復旧・復興	17
資料 4	被災者への支援	20
1	暮らし・住宅再建の支援	20
2	医療・福祉・保健衛生	29
資料 5	農林水産業・商工業等への支援	31
1	農林水産業の再建	31
2	商工業の支援	33
資料 6	復旧に係る人的支援・財政対策	35
1	人的支援	35
2	財政対策	36

資料 1 本市における平成 29 年台風第 18 号の概要

(資料提供 大分地方気象台)

1 気象の状況

平成 29 年 9 月 9 日にマリアナ諸島近海で発生した台風第 18 号は、フィリピンの東を西北西へ進み、13 日に宮古島の東海上を通過して東シナ海へ進んだ。

15 日には、進路を東よりに変えて次第に九州に接近し、17 日午前 11 時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後は、宮崎県を通過して日向灘に抜け、17 日午後 5 時頃に高知県宿毛市付近に上陸した。台風の接近に伴い、九州・山口県は 17 日を中心に大荒れの天気となり、特に九州の太平洋側の地域を中心に温かく湿った空気が長時間流れ込み大気の状態が非常に不安定となった。

2 暴風の状況

大分県は、17 日昼前から風速 25m/s 以上の暴風域に入った。最大風速は、国東市武蔵の北の風 20.1m/s(17 日 14 時 45 分)、佐伯市蒲江で南南東の風 18.6m/s(17 日 14 時 24 分)を観測した。最大瞬間風速は佐伯市蒲江で北の風 32.7m/s(17 日 15 時 51 分)、宇佐市院内で北の風 27.7m/s(17 日 14 時 45 分)、由布市湯布院で北北東の風 24.0m/s(17 日 14 時 17 分)を観測し、いずれも 9 月の極値を更新した。大分県が暴風域を抜けたのは、17 日夜のはじめ頃であった。

3 大雨の状況

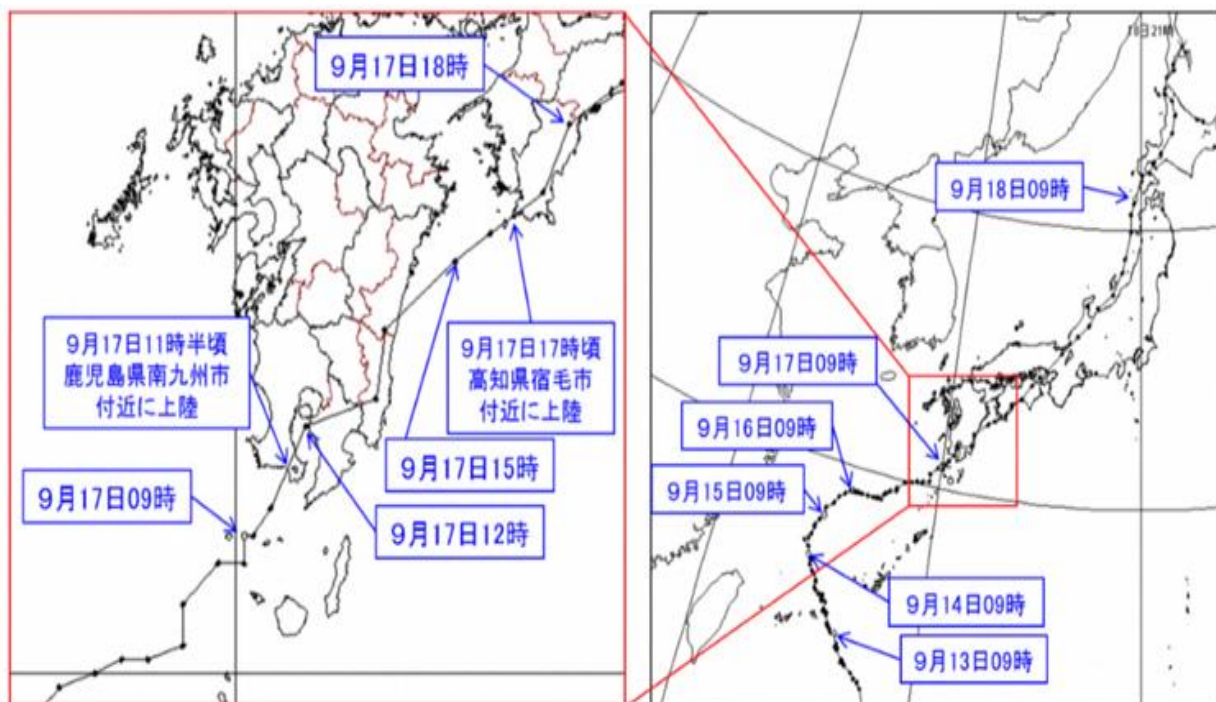
17 日は、大分県では断続的に激しい雨となり、佐伯市佐伯では午前 9 時 6 分までの 1 時間に 84.5 ミリ、佐伯市宇目では午後 2 時 17 分までの 1 時間に 89.5 ミリの猛烈な雨を観測し、最大 1 時間降水量の通年の極値を更新した。また、17 日の降水量は大分市佐賀関で 334.0 ミリとなり、日降水量の通年の極値を更新した。

この大雨により佐伯市や津久見市に記録的短時間大雨情報を計 4 回発表した。

16 日から 17 日にかけての総降水量は、臼杵市臼杵で 443.5 ミリ、佐伯市佐伯で 437.5 ミリ、佐伯市宇目で 404.0 ミリとなった。

4 台風の進路

台風第 18 号は、9 月 9 日に発生し、17 日 11 時半頃、中心気圧 975hpa、最大風速 30.0m/s の勢力で鹿児島県南九州市付近に上陸した。



5 降雨状況

9月16日は、午前8時6分に大雨注意報が発表されたものの、9月17日午前6時頃までは、小康状態が続き、福山の観測所では98ミリの雨量が記録されていたが、午前8時25分に大雨警報が発表された頃から、雨脚が強くなりその後、午前7時から午後6時までの間に、1時間雨量が60ミリを超える雨を4回観測し、426.0ミリの雨量が観測された。

(時間 累加雨量 : mm)

月/日	9月17日 ※											
時:分	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
時間	0	5	17	39	62	25	60	23	63	68	49	12
累加	98	103	120	159	221	246	306	329	392	460	509	521
水位	0.22	-0.01	0.08	0.45	1.13	1.16	1.43	1.37	2.49	3.16	2.87	2.14
月/日	9月17日							9月18日				最新
時:分	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	4:10
時間	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累加	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524
水位	1.78	1.23	0.99	0.77	0.75	0.60	0.54	0.49	0.44	0.39	0.36	0.35

※ 9/17 14:00~15:00

気象庁のレーダー等を用いて解析された最大の降水量は約120ミリ

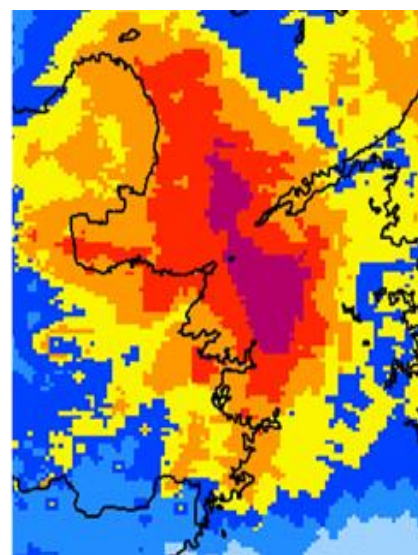
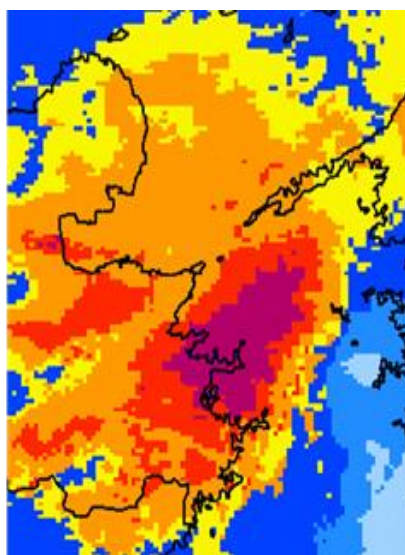
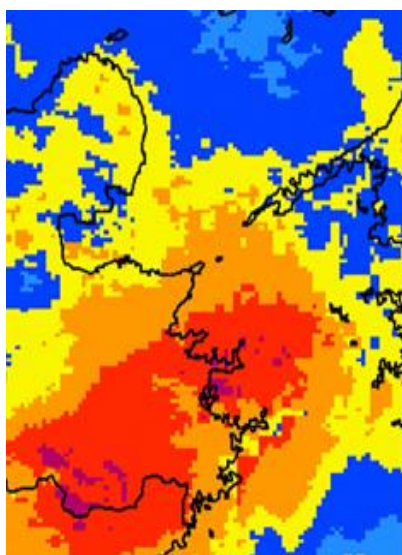
午後2時から午後3時までの1時間で68ミリの最大時間雨量、午後1時から午後3時までの2時間で131ミリの雨量を観測され、この3時間での集中豪雨が市内各所の河川の氾濫を招き大きな被害をもたらすこととなった。

・ レーダー・ナウキャストによる降水強度分布予測

(13 時～14 時)

(14 時～15 時)

(15 時～16 時)



・ 気象庁のレーダー等を用いて解析された雨量

1 時間降水量(解析雨量による)の多い方から(9 月 13 日 00 時～18 日 24 時)

解析雨量	都道府県	市町村	日時
120 ミリ以上	大分県	佐伯市	9/17 15:00 まで
約 120 ミリ	大分県	津久見市	9/17 15:00 まで
約 110 ミリ	北海道	知内町	9/18 04:00 まで
	静岡県	富士宮市	9/18 01:30 まで

3 時間降水量(解析雨量による)の多い方から(9 月 13 日 00 時～18 日 24 時)

解析雨量	都道府県	市町村	日時
約 300 ミリ	大分県	津久見市	9/17 16:00 まで
約 250 ミリ	大分県	佐伯市	9/17 16:00 まで
	山梨県	鳴沢村	9/18 03:00 まで

24 時間降水量(解析雨量による)の多い方から(9 月 13 日 00 時～18 日 24 時)

解析雨量	都道府県	市町村	日時
約 600 ミリ	大分県	豊後大野市	9/17 17:00 まで
	宮崎県	宮崎市	9/16 09:00 まで
	沖縄県	宮古島市	9/14 06:00 まで
約 500 ミリ	新潟県	阿賀町	9/18 13:00 まで
	大分県	佐伯市	9/17 17:00 まで
	大分県	臼杵市	9/17 18:00 まで
	大分県	津久見市	9/17 18:00 まで
	宮崎県	延岡市	9/17 17:00 まで

6 河川の水位状況

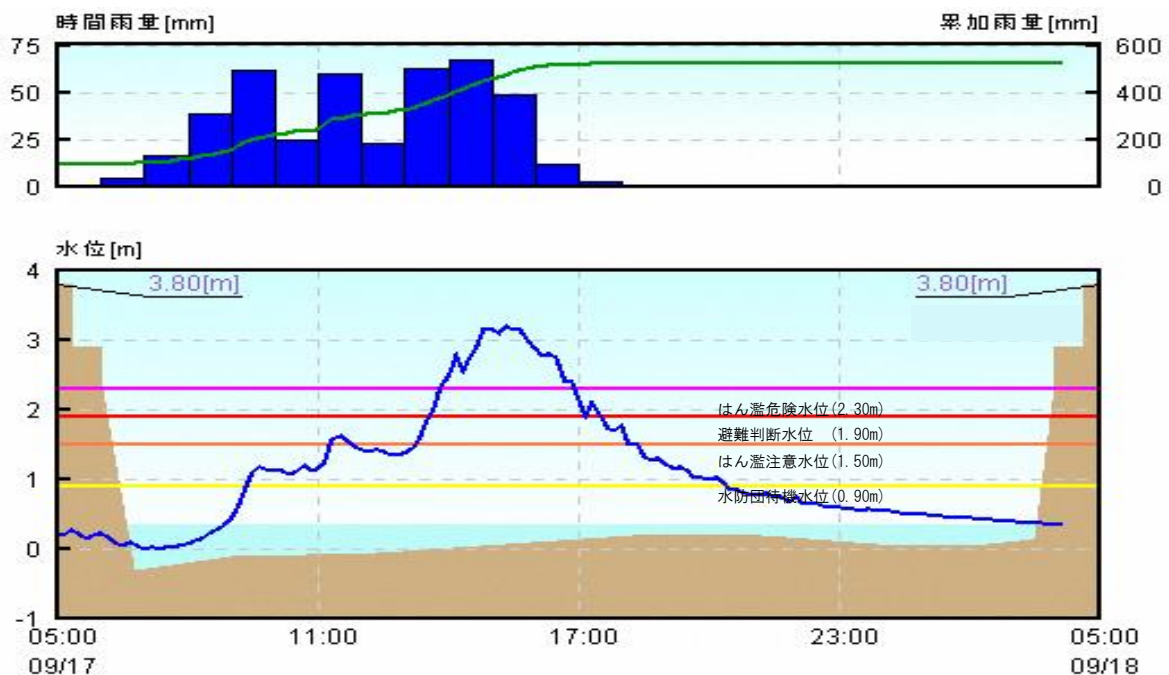
度重なる豪雨により、市内の河川はすさまじいほどの濁流とこれまでに観測したことのない水位を記録した。特に 9 月 17 日は、市内を流れる津久見川・青江川・彦の内川・徳浦川では、堤防の決壊や越流、内水氾濫により、家屋の浸水などこれまでに経験したことのない被害をもたらした。

(時間 累加雨量 : mm)

月/日	9月17日 ※											
時:分	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
時間	0	5	17	39	62	25	60	23	63	68	49	12
累加	98	103	120	159	221	246	306	329	392	460	509	521
水位	0.22	-0.01	0.08	0.45	1.13	1.16	1.43	1.37	2.49	3.16	2.87	2.14
月/日	9月17日							9月18日				最新
時:分	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	4:10
時間	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累加	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524
水位	1.78	1.23	0.99	0.77	0.75	0.60	0.54	0.49	0.44	0.39	0.36	0.35

※ 9/17 14:00~15:00

気象庁のレーダー等を用いて解析された最大の降水量は約 120 ミリ



7 気象警報等

台風第18号の接近に伴い、9月15日(金)の午前5時5分に強風・波浪注意報が発表され、大雨注意報は翌日の16日(土)午前8時6分に発表された。同日午後10時27分に暴風・波浪警報が発表された。翌日17日(日)午前1時20分に洪水注意報が発表され、午前8時25分到大雨警報が発表された。また、午前9時50分には、第4号の土砂災害警戒情報も発表され、豪雨に伴う、土砂崩れの危険が増す状況となった。

午後2時37分と午後3時47分には、大分県記録的短時間大雨情報第2号と第4号が発表され約2時間で230ミリ(気象レーダーの解析による)の豪雨に見舞われた。

全ての警報は、9月18日(月)午後4時14分までにすべて解除されたが、河川の氾濫に伴い市内で浸水が発生し大きな被害をもたらした。

日時		大雨		洪水		強風暴風		波浪		土砂災害 警戒
		注意報	警報	注意報	警報	注意報	警報	注意報	警報	
9月15日(金)	5:05					発表		発表		
9月16日(土)	8:06	発表				▼		▼		
	16:00	避難準備・高齢者等避難開始発令								
	22:27	▼					発表		発表	
9月17日(日)	1:20	▼		発表			▼		▼	
	8:25		発表	▼			▼		▼	
	9:50	市内全域に避難勧告発令								
	9:50		▼				▼		▼	発表
	10:57		▼		発表		▼		▼	▼
	13:50	津久見川付近の岩屋町、大友町、宮本町の3地区に避難指示(緊急)発令								
	13:50	徳浦区に避難指示(緊急)発令								
	14:15	市内全域避難指示(緊急)発令								
	21:43		▼	切替				切替		▼
	22:40		▼	▼		切替		▼		解除
9月18日(月)	0:30		▼	解除		▼		▼		
	3:15	切替				解除		▼		
	8:30	避難指示(緊急)解除 避難勧告に切替								
	9:40	▼						解除		
	16:14	解除								
	18:00	避難勧告解除 避難準備・高齢者等避難開始解除								

資料2 本市における被災状況(平成30年3月31日時点)

1 人的被害

負傷者 重傷1名 軽傷1名

2 発災直後の孤立地区(9月18日午後の時点)

八戸区8世帯13人、畑区の一部6世帯10人

四浦第2区の一部35世帯65人、四浦第5区35世帯56人

合計84世帯 144人

3 避難者

津久見市公民館 9月19日市役所会議室から3世帯5人が移動。

9月21日新たに6世帯9人が公民館へ避難。

西泊公民館・大元公民館に7世帯10人が避難

4 公共交通

(1) 臼津交通(四浦線)

落ノ浦～越智小学校～高浜区間 9月30日から再開

越智小学校～間元区間 10月18日から再開

(2) 大元・西泊・間元

船舶臨時便 9月24日～10月16日 延べ102名

(3) JR九州 12月18日 運行再開

5 住家被害(平成30年3月31日現在)

住 家					
全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	床下浸水	合 計
1 棟	7 棟	585 棟	365 棟	538 棟	1,496 棟

非 住 家					
全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	床下浸水	合 計
1 棟	3 棟	170 棟	239 棟	68 棟	481 棟

6 リ災証明等(平成30年3月31日現在)

(1) リ災証明受付

9月21日福祉事務所へ設置 リ災証明受付件数 1,704件

被災証明受付件数 669件

10月30日から、リ災証明は税務課、被災証明は市民生活課で受付

(2) リ災証明発行

10月13日から発行開始 発行累計 1,977件

(3) 被災建物被害確認調査 調査累計 1,867件

7 津久見市災害ボランティアセンター運営状況

9月19日12時開設 701件のニーズ ボランティア延べ6,124人

11月19日15時閉鎖 62日間

8 保健師等による被災世帯等個別訪問

被害の多かった地域を中心に健康面の相談や把握のため個別訪問

9月25日～10月17日の間

訪問した全世帯数 延べ 1,959世帯

訪問して面談出来た世帯数 延べ 1,073世帯

訪問して面談した人数 延べ 1,214人

医療機関の受診を勧めた案件 3件

継続的に保健指導が必要な案件 127件

9 土のう袋・消石灰の配布

(1) 土のう袋 212,400枚

(2) 消石灰 5,850袋

(3) 消毒液(オスバン) 2,742本

(4) 業者による消毒 178件

10 被災者へ市営住宅等募集(平成30年3月31日現在)

第1期募集から第4期までの募集数 37戸

24世帯が利用中(市営住宅16世帯 県営住宅6世帯 県教職員住宅2世帯)

11 がれき処理

(1) 収集態勢 9月18日～10月16日まで

パッカー車 17台、ダンプ 20台、軽トラ 2台、重機 2台

(2) 災害ゴミ集積場

県営岸壁護岸(ナフコ裏)・日代小学校・旧ゲートボール場・終末処理場裏

津久見港堅浦埋立地・日代中学校グラウンド

(3) 土砂集積場

ナフコ横集積場(終末処理場横県有地)・津久見港堅浦埋立地・市営グラウンド

日代漁港網代漁村広場

(4) がれき推定総量

畳 約10,000枚、混載ごみ(廃プラ類) 約10,000m³

木くず 約2,500m³、がれき混じり汚泥等 約10,000t

(5) 土砂の推定総量

土砂 約13,000t

12 道路の土砂のけ等

(1) 態勢：バキューム車 12台、高圧洗浄車 2台、グレーダー 3台

13 道路清掃

国土交通省：道路清掃車 2台、太平洋セメント(株)：道路清掃車 1台

14 土木災害

道路被害 83 箇所、河川被害 69 箇所、橋りょう被害 10 箇所、その他 4 箇所
合計 166 箇所(県管理河川、国道・県道は除く)

15 土砂災害

土石流 15 件

(井無田川・伊崎川・楠屋川・鍛冶屋川・深良津川・日見川・江ノ浦川・四浦川・長目川・徳浦川・迫ノ奥川・網代川・串ヶ脇川・新開川・岩屋川)

がけ崩れ 6 件

(西泊地区・深良津地区・浦代地区・千怒北地区・堅浦地区・千怒浜地区)

合計 21 件

16 公共下水道等被害

終末処理場 1 箇所

都市下水路 2 箇所(徳浦本町都市下水路・堅浦都市下水路)

雨水幹線 5 箇所(立花雨水幹線・井無田雨水幹線・岩屋町雨水幹線・姥目雨水幹線・警固屋雨水幹線) 合計 8 箇所

17 農林水産被害

農地被害 95 箇所、水路被害 70 箇所、農作物等被害 71 件、農道被害 90 箇所、小規模災害(農道・水路・農地)77 箇所、林道被害 36 箇所、林産被害 2 箇所、漁港施設被害 3 箇所、漁港関連施設被害 9 箇所、水産施設被害 6 箇所

合計 459 箇所(県管理漁港は除く)

18 水道施設被害

上水道 26 箇所、簡易水道 6 箇所

19 教育施設等被害

(1) 学校施設

小学校 3 件(堅徳小・青江小・津久見小)

中学校 2 件(第一中・第二中)

その他(給食施設) 4 件(堅徳小・青江小・第二中・共同調理場)

(2) 県管理学校施設

高等学校 1 件(津久見高等学校)

(3) 社会教育施設等

社会教育施設 1 件(市民図書館)

社会体育施設 5 件

(市民球場・サニーホール・武道館・市営グラウンド・青江小ナイター照明)

文化施設 1 件(市民会館)

20 公共施設等被害

(1) 津久見市役所 5 棟(本館・別館・新館・保健室・会議棟)

(2) 津久見市教育庁舎 1 棟

- (3) 津久見港出張所 1 件
- (4) 公園 1 箇所(宗麟公園)
- (5) 一般廃棄物処理施設 2 箇所(ドリームフューエルセンター・し尿等一時貯留施設)
- (6) 市営住宅 1 箇所(さかえ住宅)
- (7) 公用車 33 台

21 消防機関車両被害

- (1) 消防署車両 2 台(救急 1 号・化学車)
- (2) 消防団積載車 5 台(岩屋部・千怒部・彦ノ内部・西ノ内部・堅浦部)

22 医療機関等被害

- (1) 病院 3 件
- (2) 薬剤薬局 2 件
- (3) 歯科医院 6 件
- (4) その他 1 件

23 児童福祉施設等被害

- (1) 認定こども園 3 件
- (2) 幼稚園 1 件
- (3) 放課後児童クラブ 1 件

24 障害者福祉施設被害

2 件

25 高齢者福祉施設・介護施設

5 件

26 ライフライン被害(水道施設除く。)

- (1) 停電 最大 900 戸
- (2) 通信障害 10 月 3 日までには復旧済

27 事業所被害(津久見商工会議所調べ)

床上浸水 201 件、床下浸水 9 件、車両被害 205 件、被害額約 11 億 2,930 万円

28 災害派遣受入

- (1) 国職員の支援延べ 168 名
- (2) 県職員の支援延べ 191 名
- (3) 県内外の各市町村職員の支援延べ 721 名
- (4) 陸上自衛隊員の支援延べ 34 名

29 津久見市から被災者住宅への支援(平成 30 年 3 月 31 日現在)

津久見市災害被災者住宅再建支援事業費支援金及び災害援護資金

津久見市災害被災者住宅再建支援事業費支援金の受付累計

基礎支援金の総支給額 834 件 258,898 千円(県 1/2・市 1/2)

加算支援金の総支給額 342 件 240,550 千円(県 1/2・市 1/2)

30 津久見市から被災事業者への支援(平成 30 年 3 月 31 日現在)

被災地域小規模事業者持続化支援事業の受付件数 121 件

121 件×2,000 千円=242,000 千円(県 3/4・市 1/4)

31 税金、使用料、手数料等の減免措置

(1) 水道使用料の減免

10 月請求分 全使用者を対象に前月 9 月請求分の使用水量を料金として請求

11 月請求分 床上浸水以上の被害を受けた方で、り災証明を提出し免除申請をされる方は、料金を全額免除。

(2) 下水道使用料の減免

下水道料金については、従量制(上水道の使用量に応じて料金が決まる方法)のみが対象となります。

(3) 個人市民税の減免

り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財(自家用車は除く)が10分の2以上の損害を受けている方

(4) 固定資産税の減免

り災証明書の交付を受けた建物被害の程度が床上浸水・半壊以上と判定された家屋の納税義務者。または、り災証明書の交付を受けていないが、土地の流出等の被害や浸水被害による償却資産に損壊を受けた納税義務者。

(5) 国民健康保険税の減免

り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財(自家用車は除く)が10分の2以上の損害を受けている方

(6) 後期高齢者医療保険料の減免

所有する家屋が被災し、り災証明書の交付を受けられた方で、被害調査に基づき、床上浸水以上と判定された被保険者(ただし、減免判定対象者の合計所得金額が1,000 万円を超える場合は減免の対象外)は、他市と同等の10分の3以上の損害を受けている方

(7) 保育料の減免

全壊・大規模半壊 全額免除

半壊 第2層から第5層を2分の1減免

第6階層から第8階層を4分の1減免

減免期間は、平成29年9月から平成30年2月までの6か月間

(8) 介護保険料・介護サービス利用料の減免

り災証明書の交付を受けた方で、住家の被害調査に基づき、居住する家屋が10分の2以上の損害(床上浸水・半壊以上)を受けている、または所有する家財(自家用車は除く)が10分の2以上の損害を受けている方

(9) 市営住宅使用料

り災証明書の交付を受け、市営住宅に入居した者。

市営住宅使用料及び敷金全額免除。6か月を原則(1回まで延長可)

(10) 証明書交付手数料の免除

被災者支援に関する各種制度の申請の際、添付資料として住民票の写し等が必要な場合は、り災証明書を確認し交付手数料を免除する。

資料 3 被災後の応急復旧対応

1 道路・河川等の復旧

(1) 被害状況

(単位：千円)

区分	被害件数	被害額	内国庫補助対象分	
			件数	被害額
道 路	83 件	188,779	21 件	144,767
河 川	69 件	292,261	18 件	192,556
橋りょう	10 件	233,928	6 件	229,134
その他	4 件	13,207		
合 計	166 件	728,175	45 件	566,457

(2) 応急復旧

ア 道路の応急復旧

全面通行止め 26 箇所 → 残り 13 箇所(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(3) 本復旧

ア 道路の本復旧 道路 22 件

(復旧方針)

- ・ 再度の被災で孤立する恐れがある生活道路
- ・ 地域に密着した生活支援の道路

災害復旧事業は、平成 30 年 1 月下旬までに災害査定(13 次～20 次)を終了し、順次発注及び工事着手。

イ 河川の本復旧 河川 16+法定外水路 2=18 件

(復旧方針)

- ・ 人家や公共施設に隣接するなど人命や財産を守る施設
- ・ 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

災害復旧事業は、平成 30 年 1 月下旬までに災害査定(13 次～20 次)を終了し、順次発注及び工事着手。

ウ 橋りょうの本復旧 橋 7 件(うち関連 2 件)

(復旧方針)

- ・ 人家や公共施設に隣接するなど人命や財産を守る施設
- ・ 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

災害復旧事業は、平成 30 年 1 月下旬までに災害査定(13 次～20 次)を終了し、順次実施設計、発注及び工事着手。

2 急傾斜地施設等の復旧

(1) 急傾斜地施設等の復旧

ア 市町村営急傾斜事業

住宅背後の急傾斜地からの土砂崩落等により被災した住民を対象に行なう市施工事業(国・県で採択されない人家1戸以上5戸未満に影響する急傾斜事業を実施)

補助率：10分の4(上限額270万円)、受益者負担金10分の1

<復旧予定箇所> 千怒地区 2箇所

3 農地・農業用施設等の復旧

(1) 被害状況

(単位：千円)

区分	被害件数	被害額	うち国庫補助対象分	
			件数	被害額
農地	95件	275,000	20件	37,134
水路	70件	197,000	48件	206,907
農作物	71件	80,280		
農道	90件	229,000	37件	146,075
小規模	77件	26,400		
合計	403件	807,680	105件	390,116

国庫補助の対象となる施設の復旧(単位：千円)

区分	災害査定申請件数	災害査定決定額
農地	20件	37,134
農業用施設	85件	352,982
合計	105件	390,116

(2) 災害復旧事業

ア 国庫補助事業

- ・激甚災害(本激)の指定 (10月20日閣議決定、10月25日公布・施行)

農地や農道、水路等の農業用施設に係る災害復旧事業に適用され、国庫補助率の嵩上げ 全国の過去5年平均

農地(一般災害82パーセント → 激甚災害95パーセント)

農業用施設(一般災害92パーセント → 激甚災害98パーセント)

12月12日から随時災害査定

査定件数 105件(12月28日に査定終了)

イ 小災害の復旧

- ・国の災害復旧事業に該当しない規模の農地の災害復旧事業について、土砂の撤去等に要する経費を助成(事業費が13万円以上40万円未満)

補助率：事業費の10分の9

(3) 農地及び農業用施設の早期復旧・復興の取組

ア みかん園地、農道・農業用排水路等の早期復旧、みかん園地の復旧・復興に当たっては、農業者の意向を踏まえて、機械の修繕や再建等の緊急的な復旧支援を行い農家負担の軽減を図るとともに担い手育成や地区の将来を見据えた復興を推進する。

観光分野とも連携し、インターネット等の多様な媒体を通じて、津久見みかんの魅力を発信し、「がんばろう津久見」、「元気なつくみ」をPRし、復興を支援する。

(4) 道路・河川等公共土木施設と農地・農業用施設の災害復旧工事に係る事前協議と調整

ア 復旧工事の発注時期等について、施設管理者と迅速に検討・調整を行い、早期の工事着手に努める。

イ 随意契約などを活用した迅速かつ効率的な事業実施が可能となるよう、施設管理者から道路・河川等の発注情報等を受ける。

(5) 農地・農業用施設等の復旧までのスケジュール

	平成29年度(2017)							平成30年度 (2018)
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
被害状況の調査と災害報告	→							
応急工事		→						
事業費の決定(災害査定)				→				
災害復旧補助率の確定					→	→	→	
復旧工事の実施						優先順位の高いものから実施		

4 治山施設・林道等の復旧

(1) 大分県による治山施設等の復旧

ア 復旧箇所数 8箇所

※長目地区、徳浦地区、彦ノ内地区2箇所、門前地区、日見地区、四浦地区、保戸島地区

治山施設の復旧については、原形復旧に加え、山地災害防止機能の向上のため、土石流の発生を考慮し堤体の強化を図る。

(2) 林道の復旧

ア 被害状況

(単位：千円)

区分	被害件数	被害額	うち国庫補助対象分	
			件数	被害額
林 道	36 件	120,000	19 件	80,000
林 産	2 件	3,095		
合 計	38 件	123,095	19 件	80,000

(単位：千円)

	路線数	箇所数	被害額
被害内容	5 路線	36 箇所	120,000

イ 国庫補助の対象となる林道の復旧(単位：千円)

路 線 名	災害査定申請	災害査定決定額
尺間山線	13 件	34,000
一の鳥居線	1 件	28,000
西ノ内線	5 件	18,000
合 計	19 件	80,000

ウ 激甚災害(本激)の指定 (10月20日閣議決定、10月25日公布・施行)

- ・ 林道尺間山線 路肩、法面崩壊
- ・ 林道一の鳥居線 吹付法面崩壊
- ・ 林道西ノ内線 路肩崩壊

国庫補助対象事業の3路線は、12月に災害査定を完了しており、順次復旧工事に着手する。

5 漁港施設等の災害復旧

(1) 漁港施設の復旧

ア 被害状況

(単位：千円)

区分	被害件数	被害額	うち国庫補助対象分	
			件数	被害額
漁港施設	3 件	169,500	3 件	148,000
漁港関連施設 (漂着物)	9 件	3,020		
水産施設 (真珠・漁船)	6 件	12,650		
合 計	18 件	185,170	3 件	148,000

イ 国庫補助の対象となる漁港施設の復旧

(単位：千円)

施 設 名	災害査定申請	災害査定決定額
四浦漁港(松ヶ浦地区)護岸	1 件	10,000
四浦漁港海岸(狩床地区)護岸	1 件	6,000

保戸島漁場 浮消波堤	1 件	132,000
合 計	3 件	148,000

ウ 激甚災害(局激)の指定(10月20日閣議決定、10月25日公布・施行)

国庫補助対象事業の3施設は12月に災害査定を完了しており、順次復旧工事に着手する。

6 その他施設の復旧

(1) イントラネット施設の復旧

ア 被災と復旧状況

(ア) イントラネットケーブル被害

- ・ ドリームフューエルセンター付近から日見隧道(倒木)
- ・ 株式会社甲斐建設付近(土砂崩れによるケーブル断線)
- ・ 四浦大元地区から西泊地区(土砂崩れによるケーブル断線)

(イ) 電柱被害

- ・ 津久見市自営柱 3本

(ウ) 津久見ADSL通信障害

- ・ 日代局：被害なし
- ・ 落ノ浦局：管内全体が、NTT 所有の電話回線で障害が発生したため、9月17日16時頃からADSLを利用している33世帯で通信障害が発生。9月19日2時33分復旧済。利用者について、個別に電話回線の障害が発生していたため不通状態が発生、9月27日午後復旧済。
- ・ 保戸島局：管内全体が、津久見市所有の四浦半島数か所のケーブルが断線した影響により、保戸島局のADSLサービス利用者全25世帯で9月17日16時頃から不通状態が発生、9月22日午後に通常の四浦地区経由のルートを反対方向の長目地区経由のルートに切り替えることで管内全体復旧済。

イ 本復旧

(ア) イントラネットケーブル被害について、日見隧道の倒木については10月4日に撤去済みであるが、ケーブルの張替(張替距離4,900m)は、土木業者の法面工事が完了しないと行えないため、当該工事完了後に本復旧作業を行う予定。(平成30年度後期予定)

(イ) 電柱被害については、道路の補修工事完了後でなければ行えないため、当該工事完了後に建替作業を行う予定。(時期未定)

※復旧工事費(概算)：7,000千円

(2) 災害廃棄物対策

ア 二次仮置き場の原型復旧(日代中学校グラウンド)

イ 災害廃棄物の持込を、ドリームフューエルセンターのみで、当分の間受け付ける。
(二次仮置き場での破碎処理が終了した後は、通常作業手順で廃棄物の処理を行う。)

7 公共交通の確保

(1) 被災と対応状況・復旧

ア 臼津交通四浦線

(ア) 道路法面の崩落や路肩の決壊などにより、海岸部・山間部では道路網に不通区間が発生するとともに、一部の地域では集落の孤立が起こり、車両での通行が不可能となったため、臨時船舶を出すなどの措置を行った。

落ノ浦～越智小学校～高浜区間 9月30日から再開

越智小学校～間元区間 10月18日から再開

(イ) 大元・西泊・間元・船舶臨時便

道路法面の崩壊や路肩の決壊により一部の地域では集落の孤立が起こった。これを解消すべく、海上からの物資搬送等に臨時船舶便の運航を行った。

9月24日～10月16日の間で延べ102名が利用した。

イ JR日豊本線

(ア) 津久見市徳浦で発生した土砂崩れをはじめ、臼杵～宮崎県延岡市市棚までの間の不通区間で複数箇所の土砂崩れが発生した。

- ・臼杵～佐伯間で代行バスによる輸送を実施。
- ・9月19日～12月17日まで、一日上下21本運行
- ・12月18日からJR日豊本線全線開通

8 教育施設・文化財の復旧・復興

(1) 教育施設の復旧・復興

ア 学校施設の復旧等

(ア) 堅徳小学校の復旧等

校舎の床上浸水被害の復旧及び施設、グラウンド周辺へ流入した土砂の撤去
平成30年2月復旧済

(イ) 青江小学校の復旧等

校舎の床上浸水被害の復旧及び施設、グラウンド周辺へ流入した土砂の撤去
平成30年2月復旧済

(ウ) 第二中学校

校舎の床上浸水被害の復旧及び施設、グラウンド周辺へ流入した土砂の撤去
平成30年2月復旧済

【公立教育施設の被害件数・被害額】

(単位：千円)

区分	被害件数	被害額	うち国庫補助対象分	
			件数	金額
中学校施設	3 件 (共同調理場を含む)	33,154	3 件	26,228
小学校施設	3 件	26,635	2 件	21,937
合計	6 件	59,789	5 件	48,165

イ 児童生徒の被災状況

(ア) 床上・床下浸水

(児童生徒数)	堅徳小 (83)	青江小 (168)	津久見小 (285)	千怒小 (171)	第一中 (264)	第二中 (126)	合計
床上浸水	7 人	9 人	43 人	5 人	28 人	4 人	96 人
床下浸水	11 人	5 人	20 人	8 人	28 人	7 人	79 人

(イ) 登校再開について

学校名	堅徳小	青江小	津久見小	千怒小	第一中	第二中	保戸島小・中
登校再開	9 月 22 日 (金)	9 月 21 日 (木)	9 月 19 日 (火)	9 月 20 日 (水)	9 月 20 日 (水)	9 月 20 日 (水)	9 月 19 日 (火)

ウ 被災した児童・生徒等への支援

(ア) 心のケア

・スクールカウンセラー(小学校 8 名) 12/19 S C・S S W 情報交換会開催

(イ) 災害救助法適用の被災教科書及び学用品の給与について → 支給済

教 科 書		
学校名	対象児童生徒数	合計冊数
堅徳小学校	1 人	4 冊
青江小学校	3 人	3 冊
津久見小学校	5 人	17 冊
第一中学校	2 人	4 冊
合 計	11 人	28 冊
学 用 品		
学校名	対象児童生徒数	
堅徳小学校	5 人	
青江小学校	6 人	
津久見小学校	23 人	
第一中学校	9 人	
第二中学校	3 人	
合 計	46 人	

(2) 社会教育施設・文化財の復旧

ア 社会教育施設の復旧

- (ア) 公民館 → 被災なし
- (イ) 図書館 → 復旧済 (10 月 17 日開館)
- (ウ) 体育施設 → サニーホール 復旧済 (11 月 8 日)
市民球場(球場内施設破損等)復旧済 (11 月 17 日)
市営グラウンド(グラウンド及び設備破損等)復旧済
(平成 30 年 3 月 28 日)
- (エ) その他 → 学校夜間照明施設(青江小学校ナイター施設)復旧済
(10 月 16 日)

イ 文化財の復旧

- (イ) 市指定文化財 → 被災なし

資料 4 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

(1) 緊急対応

ア 災害救助法の適用

平成 29 年 9 月 17 日適用

イ 災害派遣要請

- ・ 陸上自衛隊 9 月 17 日 16 時 15 分要請（偵察及び被害状況確認）
9 月 18 日 偵察車両 10 台、人員 30 名

ウ 情報連絡員（リエゾン）受入

- ・ 大分県中部振興局 9 月 17 日から 9 月 29 日
- ・ 陸上自衛隊 9 月 17 日から 9 月 18 日
- ・ 国土交通省 9 月 17 日から 9 月 29 日

エ 避難所の設置（避難者数の最大値及びその際の避難所数）

9 月 18 日 8 時 30 分時点 2 箇所 12 世帯 18 人
（市公民館 6 世帯 9 人、大元公民館 6 世帯 9 人）

オ 災害ボランティア等による支援

- ・ 現場におけるボランティアの対応については、津久見市社会福祉協議会が中心となり、地域の区長をはじめ、民生委員等地区社協の関係者により、被災者の支援ニーズの調査を行ってきました。多くのボランティア、地域の力により復旧復興に向け支援をいただきました。
- ・ 9 月 19 日（火）から 11 月 19 日（日）までの約 2 か月間、津久見市社会福祉協議会が窓口となり、災害対策ボランティアの受付を行い、主に家屋の床下の土砂撤去や家財・畳の片づけ、水路の土砂撤去などの作業に 286 団体と個人、延べ 6,124 人が従事しました。

カ 災害救助法に基づく現物支給

- ・ スウェット上下、ダンボールベッド、敷きマット、下着、タオル等

キ 日赤救援物資

- ・ 毛布を床上浸水世帯 662 世帯 1,394 枚支給
- ・ 緊急セット 672 セット支給

(2) 被災者の生活再建に向けた支援

ア 災害援護資金の貸付

台風第 18 号により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯の生活の立て直しのための資金の貸し付けを行う。

今回の災害では世帯主の負傷者が居ない為、住居、家財の被害で貸付。

貸付対象

- ・ 台風第 18 号により、概ね 1 ヶ月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯、又は住居の損害家財の損害を受けた世帯

(ア) 貸付額

貸付限度額：350万円

- ・家屋の全壊(滅失、流失)：350万円
- ・家屋の全壊：250万円
- ・家屋の半壊：170万円
- ・家財の3分の1以上の損害：150万円

(イ) 償還期間：10年

(ウ) 貸付利率：年3パーセント(措置期間中は無利子)

(エ) 措置期間：3年(ただし、被害の程度等で特別な事情の場合は5年)

(オ) 償還方法：年賦または半年賦償還

(カ) 貸付条件：所得制限あり、連帯保証人必要

イ 災害援護資金貸付金利子補給

災害援護資金の貸付を受けた方が行う利子の償還に対し、償還した利子全額に利子補給金を交付。

(ア) 被災者の資金援助

被災者生活再建支援や被災者住宅再建支援などの資金援助に併せて、災害援護資金の貸付を行い、早急に被災者の日常生活が取り戻せるように支援に努めた。

[災害援護資金の貸付]

平成 30 年 3 月 31 日現在

相談件数	申請件数	貸付件数	貸付額	不承認件数
14 件	3 件	2 件	320 万円	1 件

(3) 被災住宅の再建に向けての支援

ア 被災者生活再建支援制度による支援金(国の制度)

適用条件

災害救助法に該当する自然災害

災害救助法の決定：平成 29 年 9 月 17 日

支援対象者：住宅が全壊、大規模半壊した世帯

支援内容

住宅の被害程度、再建方法に応じた支援金の給付

(単位：千円)

	給 付 額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全 壊 (大規模半壊)	1,000 (500)	建設・購入	2,000	3,000 (2,500)
		補修	1,000	2,000 (1,500)
		賃貸	500	1,500 (1,000)

※世帯人数が1人(一人暮らし)の場合は、上記金額の3/4

※()内は大規模半壊世帯の場合の支給額

[被災者生活再建支援制度適用状況] (国の制度) 平成30年3月31日現在

・支給件数

区 分	支 払 件 数		未申請件数	
	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金
全 壊	1 件	1 件	-	-
大規模半壊	4 件	2 件	-	-
半壊等解体	7 件	2 件	-	-
合 計	12 件	5 件	-	-

・支援額 (単位：千円)

	基礎支援金支給額	加算支援金支給額
件 数	12 件	5 件
支給金額	8,625	5,250

イ 大分県災害被災者住宅再建支援制度による支援金(県の制度)

適用条件

被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務上の警報を発表した際などに発生した自然災害

支援対象者

住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯

(津久見市に引き続き居住する世帯が対象で、国制度の支援対象者は除く。)

支援内容

住宅の被害程度、再建方法に応じた支援金の給付(県 1/2 市 1/2)

(単位：千円)

	給 付 額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全 壊	1,000	建設・購入	2,000	3,000

		補修	1,000	2,000
		賃貸	500	1,500
半 壊	500	建設・購入・補修	800	1,300
		賃貸	500	1,000
床上浸水	50	-	-	50

※世帯人数が1人(一人暮らし)の場合は、上記金額の3/4

※全壊については、国の制度により支給がある。そのため、県の制度では対象外。

[被災者生活再建支援制度適用状況](県の制度)(平成30年3月31日現在)

・支給件数

区 分	基礎支援金対象件数			加算支援金対象件数		
	半壊	床上浸水	総数	建設・補修等	賃貸住宅	総数
単数世帯	187件	96件	283件	154件	34件	188件
複数世帯	390件	269件	659件	340件	49件	389件
合 計	577件	365件	942件	494件	83件	577件

・支援額

(単位：千円)

区 分	基礎支援金支給額		
	半壊	床上浸水	総数
件 数	533件	301件	834件
支給金額	244,875	14,023	258,898

(単位：千円)

区 分	加算支援金支給額		
	建設・補修等	賃貸住宅	総数
件 数	294件	48件	342件
支給金額	218,800	21,750	240,550

ウ 津久見市災害被災者住宅再建支援事業費支援金

支援対象者

住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯

※ 同一市内に引き続き居住する世帯を対象

支援内容

住宅の被害程度、再建方法等に応じた支援金の給付(県1/2 市1/2)

※世帯人数が1人(1人暮らし)の場合は、上記金額の3/4

※全壊については、国の制度により支給がある。そのため、市の制度では対象外。

※給付額・支給件数・支援額は上記(県の制度)のとおり

エ 支援物資の受入状況

救助対策部では、被災と同時に、企業、団体、個人等からの救援物資を受け入れるとともに、緊急を要する物資はそれぞれの対策班で購入するなど生活必需品の需要に対応した。

種 類	品 目	数 量	
飲料水等	水	5,568 本	500ml
		528 本	600ml
		336 本	1,800ml
		3,198 本	2,000ml
		120 本	12ℓ
	お茶	240 本	500ml
	炭酸水	80 本	1,500ml
	清涼飲料水	552 本	500ml
	清涼飲料水	550 本	100ml
食料品等	カップ麺	12 個	
	カロリーメイト	200 個	
	最中	3,000 個	
	石垣もち	450 個	
日用品	雑巾	約 8,000 枚	
	マスク	2,790 枚	
	バスタオル	600 枚	
	タオル	約 7,000 枚	
	マスク	2,790 枚	
	タオルケット	50 枚	
	軍手	270 斤	
	男女用下着	33 セット	
医薬品等	歯ブラシ	100 本	
	口洗浄液	100 個	
	石鹸	50 個	
その他	土嚢袋	6,250 枚	
	消石灰	1,200 俵	

オ リ災証明の発行

リ災証明の申請については、9月21日から福祉事務所で始め、10月30日からは、税務課で受付を開始。

リ災証明発行件数の内訳(平成30年3月31日現在)

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	床下浸水	総 数
住家	1 棟	7 棟	585 棟	365 棟	538 棟	1,496 棟
非住家	1 棟	3 棟	170 棟	239 棟	68 棟	481 棟

(4) 被災者の受入支援

- ・住家被害の被災者に市営住宅などの空き部屋を応急的に提供。

・受入実績	市営住宅	： 16世帯	32人
	県営住宅	： 6世帯	19人
	教職員住宅	： 2世帯	4人
	合 計	： 24世帯	55人

- ・入居要件 住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯
- ・使用期間 原則6ヶ月(1回更新可：最長1年)
- ・使用料、敷金、連帯保証人を免除

(5) 水道施設の復旧

ア 応急復旧、本復旧

(上水道施設)

- ・給水制限期間 9月17日～9月22日の6日間
- ・応急給水期間 9月18日～9月22日の5日間

(ア) 応急給水にかかった各種経費(5,144,737円)の内3,972,272円は、災害救助法にて国に申請中。

(イ) 給水制限期間中に発生した漏水箇所は26箇所、既に補修済。

(簡易水道施設)

- ・給水制限期間 9月18日～9月29日の12日間
- ・応急給水期間 9月18日～9月29日の12日間

(ア) 応急給水にかかった各種経費(10,168,842円)の内9,212,969円は、災害救助法にて国に申請中。

(イ) 給水制限期間中に発生した漏水箇所は6箇所、既に補修済。

- ・仁宅浄水場災害復旧事業は、12月21日(木)の査定を終了して、1月に工事発注済。

(ウ) 3月中旬に完成済

(6) 下水道施設の復旧

ア 応急復旧、本復旧(下水道施設)

(終末処理場)

- ・終末処理場ポンプ棟し^さ渣・沈砂洗浄機等の補修工事は、単独費(4,050,000円)にて10月中に発注し、工事は平成30年1月12日に完了済。

(雨水幹線等)

- ・市内の雨水幹線及び都市下水路(7箇所)の応急本工事については、11月30日(木)に現地土砂撤去まで完了。1月22日(月)土砂処分も完了。
- ・12月25日(月)～26日(火)に査定終了。査定額100,741,320円

(7) 税金、使用料、手数料等の減免

災害により所有する資産等に損害を受けた場合は、申請により承認を受ければ、市

税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料及び証明書交付手数料の軽減または免除を受けることができる。

ア 個人市民税の減免

(減免対象者)

り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方又所有する家財(自家用車は除く)が10分の2以上の損害を受けている方(但し、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除く。)で、災害のあった日以降の市県民税の納期の納税義務者。

(減免対象税額)

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの。

減免該当：368件 実績 9,010,600円

イ 固定資産税の減免(平成30年3月31日現在)

(減免対象者)

り災証明書の交付を受けた方で、建物被害の程度が「床上浸水・半壊」以上と判定された家屋の納税義務者。または、り災証明書の交付を受けていないが、土地の流出等の被害や浸水被害による償却資産に損壊を受けた納税義務者。

(減免対象税額)

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの。

減免該当：221件 実績 1,602,400円

ウ 国民健康保険税の減免

(ア) り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財(自家用車は除く)が10分の2以上の損害を受けている方(ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除く。)

(イ) 災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有する者(固定資産税・都市計画税の減免)

※ (ア)と(イ)を比べ、最も大きくなる率を乗じて得た額を減免

(減免の対象額)

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期限が来るもの

減免該当：208世帯 実績 7,109,360円

エ 後期高齢者医療保険料の減免(平成30年3月31日現在)

(減免対象者)

所有する家屋が被災し、り災証明書の交付を受けられた方で、被害調査に基づき、床上浸水以上と判定された被保険者(ただし、減免判定対象者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は減免の対象外)

(減免対象額)

平成29年度9月～3月分、平成30年度4月～8月分の保険料額

減免該当：290人 実績 6,527,600円

オ 水道使用料の減免

(減免対象月)

平成 29 年 10 月分の請求分は、全使用者を対象に前月 9 月請求分の使用水量を料金として請求。平成 29 年 11 月分の請求分は、床上浸水以上の被害を受けた方で、り災証明を提出し免除申請をされる方は、料金を全額免除。

(減免の内容)

床上浸水以上の被害を受けた方でり災証明を提出し免除申請をされる方は、料金を全額免除。全使用者を対象に 11 月請求分(10 月検針水量)水量の 2 分の 1 を、料金として請求。

減免内容(使用水量 1/2)(平成 30 年 3 月 31 日現在)

- ・ 上水道 7,791 件 11,333,720 円
- ・ 簡易水道 636 件 410,370 円

減免内容(全額免除)

- ・ 上水道 658 件 1,332,270 円
- ・ 簡易水道 2 件 2,010 円

カ 下水道使用料の減免

(減免対象月) 水道使用料と同じ。

(減免内容)

下水道料金については、従量制(上水道の使用量に応じて料金が決まる方法)のみが対象となります。

減免内容(使用水量 1/2)(平成 30 年 3 月 31 日現在)

- ・ 下水道 3,063 件 5,120,010 円

減免内容(全額免除)

- ・ 下水道 448 件 789,390 円

キ 保育料の減免

対象期間：平成 29 年 9 月分から平成 30 年 2 月分保育料まで

対象者：台風第 18 号により半壊以上の被害を受けたもの

減免内容：全壊・大規模半壊 全額免除

半壊

第 2 階層から第 5 階層を 2 分の 1 減免

第 6 階層から第 8 階層を 4 分の 1 減免

ク 介護保険料・介護サービス利用料の減免(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(減免対象者)

り災証明書の交付を受けた方で、住家の被害調査に基づき、居住する家屋が 10 分の 2 以上の損害(床上浸水・半壊以上)を受けている、または所有する家財(自家用車は除く)が 10 分の 2 以上の損害を受けている方で介護保険の第 1 号被保険者、またはその世帯の生計を主として維持する者に対して、申請により、介護保険料及び介護サービス費に係る利用者負担額の軽減または免除を行う。

(減免対象者数)

介護保険料：436 人

介護サービス費に係る利用者負担額 79 人

(減免対象期間)

被災後の平成 29 年度分

ケ 市営住宅使用料

(対象期間)

平成 29 年 9 月 21 日～

(対象者)

今回の豪雨等により、住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯で、り災証明書の交付を受け、市営住宅に入居した者

(減免内容)

市営住宅使用料及び敷金

(減免率)

10分の10(全額減免)

(減免期間)

市営住宅使用料は、6か月を原則(1回まで延長可)

コ 証明書交付手数料の免除

被災者支援に関する各種制度の申請の際、添付資料として住民票の写し等が必要な場合は、り災証明書を確認し交付手数料を免除する。

(8) 義援金の募集、配分(平成 30 年 3 月 31 日現在)

ア 義援金の受付額

(ア) 大分県配分額(第 1 次) 66,260,000 円

(イ) 津久見市災害義援金 25,895,849 円

(平成 30 年 3 月 31 日現在 334 件)

イ 津久見市災害義援金等配分委員会による配分

(ア) 配分金額(12 月 27 日に第 1 回目を配分)

第 1 次配分金総額 68,570,000 円

住宅(合計 731 戸)義援金

・全壊 250,000 円 × 1 戸 = 250,000 円

・半壊 120,000 円 × 489 戸 = 58,680,000 円

・床上 40,000 円 × 241 戸 = 9,640,000 円

68,570,000 円

内訳 (県配分金) 53,920,000 円

(市配分金) 14,650,000 円

・第 1 次県配分金内訳

(単位：千円)

区分	全壊	半壊	床上浸水	合計
配分単価	200	100	20	
配分件数	1 件	489 件	241 件	731 件
金額	200	48,900	4,820	53,920

・ 第 1 次市配分金内訳 (単位：千円)

区分	全壊	半壊	床上浸水	合計
配分単価	50	20	20	
配分件数	1 件	489 件	241 件	731 件
金額	50	9,780	4,820	14,650

(イ) 第 2 次配分金は、平成 30 年 6 月に支払い予定

2 医療・福祉・保健衛生

(1) 緊急対応

ア 避難所・孤立地区住民への健康状態の把握、保健指導

避難所等で保健師(中部保健所・市)等による健康状態の把握、健康相談・戸別訪問実施

(9 月 17 日から 10 月 5 日・避難所 2 箇所・延べ 48 人・戸別 6 世帯 8 人)

(ア) 孤立地区にあっては、9 月 18 日の午後の時点で、84 世帯 144 名の方が孤立していたが、9 月 20 日午前 11 時をもって全て解消となった。

(2) 被災者の健康管理

ア 被災住宅等住民に対する健康状態の把握、保健指導

(ア) 保健師(中部保健所・市)等による被災地区の住民宅への全戸ローラー方式での実施 9 月 25 日から 10 月 17 日

- ・ 訪問した全世帯数 延べ 1,959 世帯
- ・ 訪問して面談出来た世帯数 延べ 1,073 世帯
- ・ 訪問して面談した人数 延べ 1,214 人
- ・ 医療機関の受診を勧めた案件 3 件

継続的な健康状態の把握、保健指導

※(1)(2)の結果、継続的な保健指導が必要とした者 127 名に対して精神面を含め、保健指導を実施していく。

(3) 被災地の防疫活動

ア 感染を防止するため、被災家屋の消毒を実施

(ア) 市民への消石灰・消毒液の無料配布を、9 月 18 日から 9 月 28 日まで実施
(於：市役所・旧社会福祉協議会跡)

実績：消石灰 5,850 袋、消毒液(オスバン)2,742 本

(イ) 高齢者世帯等への業者による消毒(9 月 25 日～11 月 30 日・178 件)

(4) 福祉施設等の復旧

ア 介護保険関係施設の復旧

浸水被害を受けた市内の介護保険施設について、小規模多機能特定施設など補助制度がある場合については、国庫等の制度補助等を検討。また、制度補助のない有料老人ホーム等については、県制度資金等による貸付制度を周知して早期の復旧を促した。

イ こども園、保育所の復旧

(ア) 認定こども園、幼稚園、保育園(園舎等)の被災状況

- ・一部床下浸水(園庭内土砂流入含む): 1 園
- ・一部床上浸水: 4 園

ウ 就労継続支援B型施設 うばめ園の復旧

(ア) 現在、園舎及び、就労用備品の復旧に向けて、現在工事中。

現在、機械類については、稼働できるものから使用し、就労の継続を行っている。

資料 5 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

(1) 農業者への再建支援

ア 相談窓口の設置

農業関連の復旧を継続的に支援していくために、市・県・農業委員会・農協等の関係機関に相談窓口を設置。

イ 金融支援、共済制度

(ア) 大分県特定災害対策緊急資金 特定災害指定(9月19日から)

(対象者)

り災証明を受けた農業者

(内 容)

農業近代化資金等を借入れする場合、被災程度に応じ貸付利率を0～0.25パーセントとなるよう上乗せ利子補給→特定災害指定に伴う貸付から5年間

(対象災害)

台風第18号による災害

(イ) 大分県特定災害対策緊急資金に係る保証料の軽減措置

被災した農業者が大分県特定災害対策緊急資金を借入れる際に負担する債務保証料の一部について、県と市で負担

(対象資金)

農業近代化資金

(補助率)

農業者の保証料負担が0.2パーセントとなるように補助する

(ウ) 被災農業者特別利子助成事業等(国の制度)

(対象者)

被害内容の証明を受けた農業者等

(内 容)

農業近代化資金等を借入れする場合、実質無利子化(貸付から5年間)

(エ) 農業信用保証保険基盤強化事業(国の事業)

(対象者)

被害の内容の証明を受けた農業者等

(内 容)

農業近代化資金を借入する場合、保証料を免除(貸付から5年間)

ウ 被災農家の負担軽減

(ア) 農業施設等復旧支援事業

- ・果樹農業好循環形成総合対策事業(国庫活用直採型)
- ・被災したみかん園等の改植経費を助成(定額)
- ・被災したモノラック等の復旧に要する経費の助成(国の制度)に県市で上乗せ助

成補助率 6 分の 5

(事業主体)

大分県果実協会(産地協議会)

(イ) 園芸施設等復旧支援事業(県単活用型)

台風で被災したモノラック等の農業用機械の再建等や土砂等の除去(バックホーやダンプ等の借上料、オペレーター料等)に要する経費

(対象者)

り災証明を受けた農業者等

(補助率)

3 分の 2(県 3 分の 1、市 3 分の 1)

エ 有害鳥獣侵入防止策の復旧

(ア) 国の事業で設置した鳥獣侵入防止柵が被災した場合、その復旧を支援

(2) 林業者への再建支援

ア 相談窓口の設置

事業継続を支援するための相談窓口を大分県中部振興局に設置。

イ 金融支援

(ア) 大分県特定災害対策緊急資金(9 月 19 日から)(再掲)

ウ 被災林業者及び特用林産物生産者に負担軽減(県単事業)

(ア) しいたけ生産施設やほだ木に復旧等に要する経費への助成 補助率 3 分の 2

(3) 水産業者への再建支援

ア 相談窓口の設置

漁業関連の復旧を継続的に支援していくために、市・県・漁協等の関係機関に相談窓口を設置。

イ 金融支援

(ア) 大分県特定災害対策緊急資金(9 月 19 日から)(再掲)

ウ 漁港・海岸施設の復旧

・ 漁港施設 保戸島漁港 浮消波堤

四浦漁港 護岸

・ 海岸施設 四浦漁港海岸 護岸

12 月に査定を受け、事業決定後、早期に工事発注

エ 漂着物・堆積物・漂流物の撤去

流木等堆積物の処分

(4) 農林水産業の元気・底力の情報発信

ア 復興フェアの開催

農林水産業の復興を後押しするため復興フェアを開催し、情報発信を行った。

復興応援プロジェクト つくみみかんマーケット(12 月 8 日~9 日)

2 商工業の支援

(1) 中小企業への支援

ア 相談窓口の設置

被災された中小企業者、小規模事業者への災害復旧融資等の相談窓口の設置
(津久見市、津久見商工会議所)

イ 被災地域小規模事業者持続化支援事業

(ア) 補助対象者

平成 29 年 9 月 17 日の台風第 18 号により被害を受けた、津久見市(災害救助法適用地域)に所在する小規模事業者(常時使用する従業員が 20 名以下の法人・個人事業主。ただし、商業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)は 5 人以下。)

(イ) 補助対象経費

商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の支援を受けて作成する経営計画等の基づいた、販路拡大や業務効率化(生産性向上)の取組に要する、被災した事業用資産(製造機器等)の復旧や展示会・商談会開催等の経費

(ウ) 補助率・限度額

(補助率)

補助対象経費の 3 分の 2(県 6 分の 3、市 6 分の 1)

(限度額)

200 万円(県 150 万円、市 50 万円)

(エ) 受付件数

121 件(うち採択件数 104 件)(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(2) 観光産業の復活への支援

ア 復興イベント等の開催

(ア) 被災した 9 月中旬以降、つくみイルカ島、うみえーる、つくみん公園等、主要観光施設において観光客が大幅に減少したことから、被災から約 1 か月半を経過した 11 月以降に、市外・県外の津久見市出身者等の支援、県内マスメディア等を活用した PR を実施し、下記の復興イベントを開催した。

・ ～がんばろう津久見～ 津久見モイカフェスタ

平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 1 月 15 日の間開催

・ ～がんばろう津久見～ 第 35 回津久見市ふるさと振興祭

平成 29 年 11 月 18 日(土)・19 日(日)開催

・ ～がんばろう津久見～ 台風 18 号復興イベント「つくみ冬まつり」

平成 29 年 12 月 17 日(日)開催

・ 第 6 回豊後水道河津桜まつり

平成 30 年 2 月 4 日(日・祝)～3 月 11 日(日)開催

・ まちなかにぎわいミニイベント

つくみん公園「コンテナ 293 号」及び商店街内の活動拠点「Café1/2」において、ミニイベントを開催【平成 29 年 11 月 19 日(日)商店街内で「隣人祭り」

を開催】した。また、「Café1/2」をボランティアの休憩所としても活用。

・復興まちづくり推進事業

市中心部商店街の元気を取り戻すため復興まちづくり推進事業を実施

平成30年3月18日(日)開催 3団体

平成30年3月31日(土)開催 2団体

イ 観光施設(つくみイルカ島)の復旧

(ア) 転落防止フェンス

平成30年3月26日復旧済

(イ) つくみイルカ島駐車場

平成30年3月23日復旧済

資料 6 復旧に係る人的支援・財政対策

1 人的支援

[国職員の支援]

業務内容	派遣期間	延べ応援人数(人)
国土交通省情報連絡員	H29. 9. 17～H29. 9. 29	26
国土交通省防災対策ヘリコプター派遣	H29. 9. 18	4
国土交通省テックフォース	H29. 9. 20～H29. 9. 26	84
環境省D.W s a t e－N e t（災害廃棄物処理支援ネットワーク）	H29. 9. 20～H29. 10. 3	50
国立公文書館	H29. 11. 1～H29. 11. 2	4
合 計		168

[県職員の支援]

業務内容	派遣期間	延べ応援人数(人)
情報連絡員(中部振興局)	H29. 9. 16～H29. 9. 29	28
被災者個別訪問	H29. 9. 18～H29. 10. 13	32
家屋調査(り災確認)	H29. 9. 20～H29. 9. 24	10
消毒液・消石灰配布	H29. 9. 21～H29. 9. 24	8
大分県公文書館	H29. 9. 25	3
ボランティアセンターニーズ調査	H29. 9. 27～H29. 10. 3	14
被災建物被害認定調査	H29. 9. 28～H29. 10. 18	74
被災者住宅再建支援事業受付	H29. 10. 26～H29. 10. 29	3
土木施設災害査定設計業務	H29. 11. 13～H29. 12. 8	19
合 計		191

[県内外の各市町村支援]

業務内容	派遣市町村	派遣期間	延べ応援人数(人)
水道給水	大分市・別府市・臼杵市・杵築市・日田市・宇佐市・竹田市・佐伯市・福岡市	H29. 9. 18～H29. 9. 29	213
水道調査	大分市	H29. 9. 18～H29. 9. 29	44
家屋調査・り災確認	大分市・別府市	H29. 9. 20～H29. 9. 24	36
り災証明受付業務	由布市	H29. 9. 23～H29. 9. 29	14
災害廃棄物収集業務	大分市・福岡市・北九州市・熊本市	H29. 9. 25～H29. 10. 16	275
災害廃棄物補助金業務支援	朝倉市	H29. 10. 4	3
ボランティアセンターニーズ調査	大分市・日田市	H29. 9. 27～H29. 10. 3	14

被災建物被害認定調査	中津市・杵築市・豊後高田市・宇佐市・竹田市・日田市・九重町・日出町・玖珠町・姫島村	H29. 9. 28～H29. 10. 18	67
被災者住宅再建支援事業受付業務	日田市	H29. 10. 26～H29. 10. 29	5
土木施設災害査定設計業務	別府市・大分市・豊後高田市・九重町・日出町	H29. 11. 13～H29. 12. 8	46
公文書再生	茨城県常総市	H29. 10. 2～H29. 10. 5	4
合 計			721

[応援車両及び借入車]

応援内容	借用県市町村	派遣及び借用期間	延べ台数(台)
給水車両	大分市・別府市・臼杵市・杵築市・日田市・宇佐市・竹田市・福岡市	H29. 9. 18～H29. 9. 29	89
災害廃棄物収集車両	大分市・福岡市・北九州市・熊本市	H29. 9. 25～H29. 10. 16	105
公用車代替車両	大分県	H29. 9. 20～H29. 12. 20	801
公用車代替車両	別府市	H29. 9. 22～H29. 12. 25	190
合 計			1, 185

2 財政対策

(1) 災害救助法の適用による財政負担の軽減

- ・救助対策に係る費用負担(全額津久見市→津久見市負担なし)

国 1/2、県 1/2 ※ただし、対象経費の上限設定あり

- ・救助内容：避難所の設置・食料品・飲料水等

(2) 普通交付税の繰上げ交付による財源確保

213, 000 千円(9 月 27 日受入)

(3) 激甚災害の指定による補助事業の補助率増嵩申請

10 月 20 日閣議決定、10 月 25 日公布・施行

(4) 国庫補助負担金・特別交付税等を要望

被災地域の財政負担軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税を始めとした地方財政措置による十分な財政支援を、大分県を通じて国に要望した。

(5) 起債適用について

国庫補助制度に満たない小規模な農地災害で、農家個人が実施する小災害復旧への補助金に係る起債対応について要望。